

岐 阜 県 公 報

第 四 百 七 十 一 号
令 和 六 年 二 月 二 十 七 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (地域福祉課) 六五^ハ

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同) 六五

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知 (森林保全課) 六六

保安林の解除をしようする旨の通知 (同) 六六

指定納付受託者の指定 (技術検査課) 六七

道路の区域変更 (道路維持課) 六七

道路の供用開始 (同) 六八

公 示

揖斐広域連合の処理する事務及び規約の変更許可 (市町村課) 六九

土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 六九

土地改良区役員の退任 (西濃農林事務所) 六九

土地改良区役員の退任及び就任 (同) 六九

落札者等に関する公示 (国際園芸アカデミー) 七〇

落札者等に関する公示 (美濃土木事務所) 七〇

規 則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「介護療養型医療施設の管理者」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特

定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中、「介護療養型医療施設の管理者」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市久々野町無数河字サルハシ三六二六の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字欠ヶ洞八六九八の二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字欠ヶ洞八六九八の二三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
恵那市武並町竹折字沼沖五九七の五・字原一五二二の二・一五四〇の四(以上三筆国有林)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|--|----------------|-------------------------------------|------------------------|
| 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 | 指定納付受託者の指定をした日 | 指定納付受託者に納付させる歳入 | 指定納付受託者に歳入を納付させる期間 |
| 株式会社エフレジ 大阪府大阪市北区大深町四番二〇号 グランフロント大阪タワーA | 令和六年二月九日 | 建設業許可・経営事項審査電子申請システムの各種手続における申請手数料等 | 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで |

岐阜県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | | 路線名 | | 区 間 | | 区域変更前後 | | 敷地の幅員(メートル) | | 延長(メートル) | | 備考 |
|-------|--|-----|--|---|--|--------|---|-------------|-----|----------|-----|-----------|
| 南岐濃阜線 | | | | 海津市海津町西小島字村前揖斐川左岸堤防敷地先(六八七番三)から同市同町同字同揖斐川左岸堤防敷地先(五八二番一)まで | | 後 | 前 | 六・八 | 六・八 | 六・八 | 六・八 | 八道安津重線と重用 |
| | | | | 海津市海津町西小島字村前揖斐川左岸堤防敷地先(五八二番一)から同市同町同字同揖斐川左岸堤防敷地先(六五七番二)まで | | 後 | 前 | 六・七 | 六・七 | 六・八 | 六・八 | |

岐阜県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | | 路線名 | | 区 間 | | 区域変更前後 | | 敷地の幅員(メートル) | | 延長(メートル) | | 備考 |
|-------|--|-----|--|---|--|--------|---|-------------|-----|----------|-------|----|
| 海安津八線 | | | | 海津市海津町西小島字村前揖斐川左岸堤防敷地先(七二四番四)から同市同町同字同揖斐川左岸堤防敷地先(五八二番一)まで | | 後 | 前 | 八・〇 | 八・九 | 三・四・五 | 三・四・五 | |

岐阜県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | |
|------|-------------|---------------------------|-------------------|----------|------------|----------------|
| 道の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域の変更又は年月日） |
| 県道 | 長森線 各務原線 | 各務原市各務おがせ町九丁目 四〇三番地先から | 同 市同 四一四番二地先まで | 九三〇 | 令和 六・二七 | 平成 三〇・一・六 |

岐阜県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | |
|------|-------|-----------------------|-----------------------|----------|------------|----------------------------|
| 道の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域の変更又は年月日） |
| 県道 | 海安津八線 | 海津市海津町西小島字村前 番四）から | 同 市同 防敷地先（五八二番一）まで | 三〇九・五 | 令和 六・二七 | 令和 四・四・二六 令和 六・二七 |

岐阜県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | |
|------|-------|-----------------------|-----------------------|----------|------------|----------------------------|
| 道の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域の変更又は年月日） |
| 県道 | 南岐濃阜線 | 海津市海津町西小島字村前 番三）から | 同 市同 防敷地先（五八二番一）まで | 六九・八 | 令和 六・二七 | 令和 四・四・二六 令和 六・二七 |

岐阜県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | |
|------|-------|-----------------------|-----------------------|----------|------------|----------------------------|
| 道の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域の変更又は年月日） |
| 県道 | 海安津八線 | 海津市海津町西小島字村前 番四）から | 同 市同 防敷地先（五八二番一）まで | 三〇九・五 | 令和 六・二七 | 令和 四・四・二六 令和 六・二七 |

公 示

揖斐広域連合の処理する事務及び規約の変更許可

揖斐広域連合長から申請のあった揖斐広域連合の処理する事務及び規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により令和六年二月八日付けで許可したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により公示する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| 事業の種類 | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日 |
|-----------------------------|----------|-----------|
| 中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) | 七 宗 地 区 | 令和五・五・一二 |
| 中山間地域総合整備事業 (農地防災) | 同 | 令和二・五・一五 |
| 中山間地域総合整備事業 (農用地の改良又は保全) | 同 | 平成三〇・三・三〇 |
| 中山間地域総合整備事業 (暗渠排水) | 同 | 令和三・二・二六 |

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| 土地改良区名 | 年 月 日 | 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|--------|-----|---------|-----------------|
| 土 地 改 良 区 | 五・八・一六 | 理 事 | 中 島 正 行 | 養老郡養老町石畑 九三三番地一 |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| 土地改良区名 | 年 月 日 | 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|--------|-----|-----------|------------------|
| 土 地 改 良 区 | 五・二・二三 | 理 事 | 森 川 祥 史 | 不破郡垂井町平尾 二五二番地の一 |
| 平尾土地改良区 | 五・二・二三 | 同 | 中 村 剛 同 | 九八番地 |
| 同 | 同 | 同 | 市 川 多 門 同 | 三三三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 渡 邊 浩 信 同 | 六三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 森 川 直 守 同 | 一〇六番地 |
| 同 | 同 | 同 | 安 田 哲 二 同 | 七二番地 |
| 同 | 同 | 同 | 市 川 一 夫 同 | 一一一番地 |
| 同 | 同 | 同 | 山 口 和 春 同 | 一一三番地の一 |
| 同 | 同 | 同 | 田 中 数 博 同 | 一九七番地 |

就任した役員

| 改良地名 | 年 | 就月 | 日任 | 役名 | 氏名 | 住 所 |
|---------|----|----|----|----|-------|--------------------|
| 土岐区 | 令和 | 2 | 27 | 理事 | 森川 祥史 | 不破郡垂井町平尾 二五二番地の1 |
| 平尾土地改良区 | 令和 | 2 | 27 | 理事 | 中村 剛 | 九八番地 |
| | | | | | 市川 多門 | 三三番地 |
| | | | | | 渡邊 浩信 | 六三番地 |
| | | | | | 森川 直守 | 一〇六番地 |
| | | | | | 安田 哲二 | 七二番地 |
| | | | | | 市川 一夫 | 二一一番地 |
| | | | | | 山口 和春 | 二二三番地の1 |
| | | | | | 吉田 哲志 | 不破郡垂井町東神田二丁目九八番地の1 |
| | | | | | 田中 数博 | 不破郡垂井町平尾 一九七番地 |
| | | | | | 森川 知明 | 一六三番地 |

落札者等に関する公報

岐阜県の物品等又は特定役務の譲渡手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公報する。

令和六年二月二十七日

岐阜県民事部 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県立国際園芸アカデミー学内ネットワークシステム
の構築及び貸貸借・保守運用管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年11月17日

- 4 落札者を決定した日 令和5年12月19日
- 5 落札者の住所及び氏名 大垣市加賀野四丁目1番地9
共立コンピュータサービス株式会社
取締役社長 服部 達也
- 6 落札金額 37,385,311円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立国際園芸アカデミー管理調整係
(2) 所在地 可児市塩1094番地8

落札者等に関する公報

岐阜県の物品等又は特定役務の譲渡手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公報する。

令和六年二月二十七日

岐阜県民事部 中 田 謙

- 1 購入物品及び数量 除雪ローザ8トン級（車輪式、油圧式）アタッチメント交換装置付） 3台
アタッチメント用ラウラ及びアタッチメント用バケット 3台分
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年12月19日
- 4 落札者を決定した日 令和6年2月2日
- 5 落札者の住所及び氏名 各務原市各務西町4 303 7
コベツカスターサポート株式会社 中部カンパ
二一 岐阜支店
支店長 山口 弘児
- 6 落札金額 46,860,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県美濃土木事務所総務課管理調整係
(2) 所在地 美濃市生穂1612番地2